

児童手当の
現況届を提出してください

児童手当を受けている方は6月30日(火)までに「現況届」を提出してください。提出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなります。6月初旬に該当者へ現況届を送付します。届かなかった場合は、ご連絡ください。

■提出先

○市庁舎別館女性児童福祉課
子育て支援係

TEL0897-52-1337

○各総合支所市民福祉課

福祉係(東予)

市民福祉係(丹原・小松)

下水道受益者負担金・分担金の納期

6月は下水道に係る受益者負担金・分担金の第1期の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

■納期限 6月30日(火)

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

TEL0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課

下水道係

合併処理浄化槽の設置費を
補助します

■補助の対象者

公共下水道の認可区域外・集合処理区域外において、主に居住を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する方、もしくは同区域外において、くみ取り便槽や単独処理浄化槽(トイレの汚水のみ処理する浄化槽)から合併処理浄化槽に変更する方

■補助金の限度額

○5人槽 46万3000円

○7人槽 61万5000円

○10人槽 88万6000円

※補助基数は予算の範囲内の交付となりますので、設置を予定している方は、早めにお申し込みください。

■補助金の上乗せ

市内の水資源環境を守るため、加茂川水系山間部に設置する方には、補助金を上乗せして交付しています。

■上乗せの限度額

○5人槽 2万7000円

○7人槽 3万4000円

○10人槽 4万8000円

■問合せ 市庁舎別館環境衛生課 衛生係

TEL0897-52-1461

市民に愛される水道に向けて

6月1日(月)~7日(日)は「水道週間」
おいしいね この水未来に いつまでも

水は命の源です。水道水は、私たちの日常生活を支える重要な役割を果たしています。私たちがこれからも安全でおいしい水を安定的に確保できるよう、一人ひとりが水の大切さを考え、上手な使い方を心がけましょう。

こまめな点検で漏水を早期に発見しましょう!

漏水は貴重な水を無駄にするだけでなく、高額な水道料金を支払うこととなります。月に1度は水道メーターなどを確認し、漏水を早期に発見・修理しましょう。

●漏水のチェック方法

宅地内の蛇口をすべて閉めた状態で水道メーターのパイロットマークが回っていれば、漏水の可能性が



パイロットマーク

あります。漏水が疑われるときは、西条市指定給水装置工事業者に調査・修理を依頼してください(調査・修理費用等は、お客様の負担となります)。工事業者が分からない場合は、担当課へお問い合わせください。

問合せ ○市庁舎本館水道業務課
水道料金係 TEL0897-52-1584
○各総合支所建設管理課
上下水道係(東予) 水道係(丹原・小松)

住宅用太陽光発電システム
の設置費を補助します

■補助の対象者

自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方(補助申請の年度内に設置工事が完了すること)

■補助金額

システムを構成する太陽電池の最大出力値に、1キロワット当たり1万円を乗じて得た額を交付します。

最大出力値の上限は4キロワット(4万円)です。

■補助金交付の申請方法

①補助金の予約申請

補助金交付予約申請書に係書類を添えて市に提出しま

す。(予約申請の受付期間は6月1日(月)~平成22年1月29日(金))

②補助金の交付申請

設置工事が完了した後、補助金交付申請書に係書類を添えて市に提出します。

③補助金の請求

補助金の交付決定通知を受けた後、市に補助金交付請求書を提出します。

■その他

○設置したシステムを法定耐用年数の期間内に処分した場合は、補助金を返還していただく場合があります。

○システム設置後、参考データの提供にご協力いただく場合があります。(2年間)

■問合せ

○市庁舎本館産業振興課

産業政策係

TEL0897-52-1220